

明治十年代における地方勸業機構の形成と展開（一）

——福岡県を事例として——

西村 卓

- 一、はじめに
- 二、県勸業費の変遷
- 三、県勸業課の沿革と事蹟
- 四、勸業掛の設置と勸業大小集会（以上本号）
- 五、勸業通信委員制度（以下第三八巻第四号所収予定）
- 六、勸業諮問会・勸業会・勸業委員
- 七、郡区十村における勸業機構の形成と展開
- 八、おわりに

一、はじめに

明治十年の西南戦争での巨額の軍費調達は、財政的困難とインフレーションを惹起し、経済危機を生んだ。そしてそれは従来の殖産興業政策のいくつかの部門での破端を一層拡大させ、「政策担当者とりわけ財政担当者の認識に深

刻に投影され、対応策を展開せしめることとなる。」⁽¹⁾

大隈重信の明治十三年の三建議の提出はその打開策であり、それは同年十一月の「工場払下概則」の公布、明治十四年四月の農商務省の設置に結果した。そして開拓使官有物払下問題での大隈の失脚を経て、松方大蔵卿の誕生、それによる本格的な超デフレ財政々策の展開が始まるのである。

この時期における明治政府による勸業政策の展開を特徴付けるなら、「従来の勸農工商部門における模範勸奨・直接保護干渉主義を撤回し間接誘導方針に転じたことであ」⁽²⁾り、それは直接的勸業政策から間接的勸業政策への変更を意味したのである。⁽³⁾

上山和雄氏は、この転換が内務省勸農局末期の明治十二年から既に始まっていると指摘しながら(同年の松方勸農局長による「勸農要旨」と、翌年の「勸農局外務条例」によるその定置)⁽⁴⁾、「この間接的勸業の展開のためには、地方に密着した府県以下の地方勸業機構がより重要な役割を果さなければならぬ」とし、「政府から郡村段階までの勸業機構が一体となって農事会・農談会・共進会を奨励し、それを楨杓として『人民ノ自為独立』『競進ノ氣勢』を創出し、実業者自身が『殖産興業』の担い手になり『富国』を達成していくことである」⁽⁵⁾と述べ、この展開の中での地方勸業機構のはたす役割を重視しているのである。

本稿は、以上の指摘をうけ、明治十年代のこの地方勸業政策と勸業機構の形成と展開を福岡県を事例として考察するものである。⁽⁶⁾

福岡県を分析の対象地とした理由は以下である。同県の勸業当局が逸早く老農的地方名望家層の情熱と技術及び在地指導性に着目し、彼らを政策遂行の担い手とするための具体的機構の形成を行なった事、⁽⁸⁾それが明治十年代の政府による前述の勸業政策転換の先取的意義を有していたが故に、その分析によって地方勸業政策の独自性と、その展

開の中での政府勸業政策及び機構への従属過程をみる事ができると考えたからである。

この分析にあたって、その留意点を結論的に述べて置く。ここで問題となる実業者―老農的・地方名望家層の情熱と技術及びその在地指導性を、当時の勸業事業の中で正しく位置付け、その生産力的役割を充分に評価する点である。それにともない彼らを勸業政策の直接的担い手としてとらえるための勸業機構を、彼らの活動の「受け皿」として考え、その形成と展開をみるという点である。

以下では、まず県勸業費の明治十年代での変遷をとらえ、次に勸業政策―機構の軸としての県勸業課の沿革と事蹟をみる。続いてその機構の具体例として、勸業掛制度及び勸業大小集會、勸業通信委員制度、そして勸業諮問會・勸業會・勸業委員の制度をみる。最後には、その機構の具体的内容を郡村レベルでとらえ、実証・検討するものである。

- (1) 近藤香生「殖産興業と在来産業」(岩波書局『日本歴史』近代1、岩波書店、一九七五年、所収、二四三頁)。
- (2) 石塚裕道「殖産興業政策の展開」(『日本経済史大系』近代上、東京大学出版会、一九六五年、所収、五九頁)。
- (3) 上山和雄「農商務省の設立とその政策展開」(『社会経済史等』第四一卷、第三号、所収)参照。
- (4) 同前、四八頁・四九頁参照。
- (5) 同前、五〇頁。
- (6) 地方勸業政策―機構の展開に関連した個別研究を以下あげておく。古島敏雄「地方殖産興業政策と伝統的産業の動向」(『明治前期郷土研究』、朝倉書店、昭和四十五年、所収)、栗原るみ「殖産興業政策の地方的展開と農村構造の変化」(『土地制度史』第七七号、所収)、高久嶺之介「明治憲法体制と地方民衆運動」(『日本史研究』第一六二号、所収)、猪飼隆明「明治憲法体制の成立と農政」(『近代熊本』第一九号、所収)、中尾敏充「内務省設置以後における地方勸業法制の展開―大阪府を事例とする一考察―」(『阪大法学』第一〇九号、所収)、同「明治前期における地方勸業法制の展開―大阪府を事例とする一考察―」(『ヒストリア』第八一号、所収)、大瀧徹也「松方財政下の村と蒙農―愛知県北設楽郡における『済急趣意書』受審過程―」(『近代日本形成過程の研究』、雄山閣、昭和五十三年、所収)、齋藤修「地方レベルの殖産興業政策―山梨県の事例を中心として―」(『松方財政と殖産興業政策』、東京大学出版会、一九八三年、所収)、藤井隆至「広島県勸業雑誌」の政策思想―十文字勸業課長の所説を中心に―(『芸備地方史研究』一五三号、所収)等々である。

(7) 中村政則氏は、大石嘉一郎氏の地方名望家を寄生地主―商人資本家とするとりえ方に対して、それを狭くとりすぎていると批判しながら、「地価四〇〇円以上一万円未満の在村の中小地主、手作地主、自作上層の三層を中心に構成されたとみてよいだろう」(同「天皇制國家と地方支配」、『講座日本歴史』近代、東京大学出版会、一九八五年、所収、五九頁)として、その経済的階層性を明確にした。ほぼこれを妥当とするが、その社会的経済的実態は、今後更に実証的に明らかにされる必要がある。本稿においては、「その豊かな経済力・地域での名声と人望とを背景に、地方の政治社会において支配者あるいは指導者としての性格を持ち、また経済活動を通じて地域経済の展開にも影響を及ぼす者」とする木村久美子氏の立場(同「近代國家形成期における地主層の存在形態」、『史学研究』第一六三号、所収)を一応踏襲しながら、さらに彼らの多くが農業技術等の改良・普及にはたした役割を評価する立場から「老農的」という文言を冠したのである。

(8) 試論的に述べれば、この老農的・地方名望家層の情熱と技術及び在地指導性への着目に関する各府県の対応は、明治十四年の農商務省創設を画期とする政府勸業政策の転換での一律化(最終的に機構の一律化が急速にみられるのは明治十六年の「勸業諮問会並勸業委員設置案項布達」があったからである)までは、いくつかの類型に分類し得るのである。①逸早く老農技術に着目し、彼らへの依存を急速化した府県(福岡県、勸業会・農談会開設の嚆矢とされる愛媛県等々)、これを「老農型」とする。②老農の存在に着目しながらも、彼らを西洋農法普及の媒介として位置づけた府県(老農を明治九年に勸業世話掛として媒助法・津田繩の普及にあたらせた新潟県、明治十一年に農事試験場を設置し、西洋品種の栽培・普及にあたらせた鳥根県等々)、これを「西洋―老農混合型」とする。③勸業課や種々の試験場を通じ一方的に西洋農法の普及を行なった府県(明治十三年に泰西混合農事模範場を設置し、郡村レベルまでの勸業諸会が設置されたのが明治十六年になってから三重県等々)、これを「西洋型」とする。三類型の展開は、最終的(前述の明治十六年の太政官布達以降)には①の類型に収斂される形でみられる。この段階がいわゆる全国的な「老農時代」と評される時期なのである。しかし「老農時代」も、政治的に明治憲法体制の成立を経て、府県―郡村レベルでの系統農会の組織化をみ、勸業事業が技術的にも資金的にも勸業当局の直接的指導の下に、勸業試験場、農事試験場等に移行する明治後期には終焉をみるのである。これは農学の面からみれば近代農学の確立であると共に、「老農」の御用化として位置づけられるのである。

二、 県勸業費の変遷

地方税支出に占める各年度勸業費及びその割合を第1表にあげた。地方税支出総額に占める割合は、松方財政期に入るまでは二%台であるのに対し、明治十五年度以降農学校費の教育費目への分割によって一%をわってしまふ。農

第1表 地方税支出内訳

年度	勸業費	1 位	2 位	3 位	総 額
1879 (M12)	7,560 (2.1)	戸長以下給料等 132,863 (37.0)	郡区吏員給料等 83,721 (23.3)	警 察 費 69,951 (19.5)	358,616 (100)
1880 (M13)	9,376 (2.3)	同 上 135,728 (33.4)	同 上 90,554 (22.3)	同 上 81,469 (20.0)	406,381 (100)
1881 (M14)	7,150 (1.3)	同 上 120,826 (22.0)	同 上 95,552 (17.4)	同 上 86,938 (15.8)	549,973 (100)
1882 (M15)	3,543 (0.6)	同 上 119,355 (20.8)	同 上 96,840 (16.9)	同 上 95,346 (16.6)	573,034 (100)
1883 (M16)	2,784 (0.5)	同 上 120,972 (20.9)	警 察 費 92,103 (15.9)	郡区吏員給料等 88,109 (15.2)	578,686 (100)
1884 (M17)	2,406 (0.4)	同 上 118,903 (21.6)	同 上 92,551 (16.8)	同 上 91,150 (16.6)	549,556 (100)
1885 (M18)	1,477 (0.3)	同 上 86,275 (18.6)	監 獄 費 76,032 (16.4)	区町村土木補助費 70,432 (15.2)	464,406 (100)
1886 (M19)	1,901 (0.4)	同 上 117,267 (21.6)	警 察 費 93,304 (17.2)	郡区吏員給料等 90,073 (16.6)	542,335 (100)
1887 (M20)	5,014 (0.9)	同 上 136,383 (23.8)	同 上 95,138 (16.6)	同 上 89,619 (15.6)	573,697 (100)
1888 (M21)	5,982 (1.1)	同 上 115,774 (21.1)	同 上 94,885 (17.3)	同 上 84,895 (15.5)	547,459 (100)

- (注) ○各年『福岡県統計書』より作成。但し、明治12～同15年度までは、同16年の『統計書』による。
 ○明治15～同19年度までは、農学校費は教育費目の内にある(明治15年度=3,265円、同16年度=3,344円、同17年度=4,402円、同18年度=2,612円、同19年度=4,906円。これらをそれぞれ勸業費に合算した場合、明治15年度=1.2%、同16年度=1.1%、同17年度=1.2%、同18年度=0.9%、同19年度=1.3%である)。
 ○各年度土木費は、区町村土木補助費とは別費目のため上位にあらわれないが、合計すれば上位を占めることになる。
 ○単位; 円, %。

第2表 勸業費内訳

年度 \ 項目	勸業費	第 1 位	第 2 位	第 3 位
1879 (M12)	12,207 (100)	勸業試験場費 3,752 (30.7)	勸業掛諸費 3,334 (27.3)	養蚕等費 2,800 (22.9)
1880 (M13)	8,536 (100)	農学校費 4,323 (50.6)	第2回博覧会費 2,653 (31.1)	博物館費 690 (8.1)
1881 (M14)	6,758 (100)	同 上 4,820 (71.3)	養蚕等費 1,150 (17.0)	勸業常費 786 (11.6)
1882 (M15)	7,293 (100)	同 上 3,377 (46.3)	勸業常費 1,266 (17.4)	水産博覧会費 760 (10.4)
1883 (M16)	6,842 (100)	同 上 3,490 (51.0)	聯合共進会費 960 (14.0)	勸業報告費 783 (11.4)
1884 (M17)	6,195 (100)	同 上 4,183 (67.5)	同 上 642 (10.4)	東京共進会費 598 (9.7)
1885 (M18)	4,146 (100)	同 上 2,603 (62.8)	同 上 765 (18.5)	勸業報告費 300 (7.2)
1886 (M19)	6,691 (100)	同 上 4,378 (65.4)	同 上 1,119 (16.7)	獣医巡回教師費 360 (5.4)
1887 (M20)	5,724 (100)	勸業試験場費 3,245 (56.7)	同 上 625 (10.9)	農学生徒派遣費 540 (9.4)
1888 (M21)	6,972 (100)	同 上 4,221 (60.5)	同 上 799 (11.5)	同 上 648 (9.3)
1889 (M22)	7,010 (100)	同 上 3,411 (48.7)	測候所費 1,154 (16.5)	内国勸業博覧会費 853 (12.2)

(注) ○各年度『勸業年報』より作成。

○勸業費総額が地方税支出勸業費決算額と異なるがそのままとした。第1表(注)でみたように、地方税支出では農学校費が教育費に合算されているが、ここでは勸業費に含まれている点等、項目の合算に相違があるようである。

○単位；円，％。

第3表 区町村(協議)費支出(決算)内訳

年 度	勸業費	1 位	2 位	3 位	総 額
1879 (M12)	1,516 (0.3)	土 木 費 283,177 (63.2)	教 育 費 142,358 (31.8)	戸長役場費 41,081 (9.2)	448,067 (100)
1880 (M13)	1,566 (0.3)	同 上 192,577 (35.8)	同 上 177,570 (33.0)	同 上 60,400 (11.2)	537,377 (100)
1881 (M14)	2,780 (0.5)	同 上 244,686 (39.6)	同 上 182,496 (29.5)	同 上 49,718 (8.0)	618,135 (100)
1882 (M15)	2,339 (0.3)	同 上 250,885 (36.6)	同 上 241,307 (35.2)	同 上 44,977 (6.6)	684,937 (100)
1883 (M16)	3,954 (0.7)	教 育 費 245,326 (41.1)	土 木 費 198,353 (33.3)	同 上 68,041 (11.4)	596,244 (100)
1884 (M17)	2,585 (0.4)	同 上 261,031 (41.5)	同 上 241,741 (36.8)	同 上 91,355 (14.5)	629,676 (100)
1885 (M18)	2,429 (0.5)	土 木 費 224,778 (44.3)	教 育 費 168,495 (33.2)	同 上 74,718 (14.7)	507,020 (100)
1886 (M19)	2,888 (0.6)	教 育 費 201,309 (39.2)	土 木 費 176,717 (34.4)	同 上 102,279 (19.9)	514,042 (100)
1887 (M20)	5,990 (1.2)	土 木 費 202,495 (39.2)	教 育 費 171,753 (33.2)	同 上 113,591 (22.0)	516,572 (100)

(注) ○各年度『福岡県統計表』より作成。但し、各年度間で数値の相違がある場合、後年分を採用した。

○単位; 円, %。

学校費を合算しても、明治十五年
度で一・二%、同十六年度一・
一%、同十七年度一・二%、同
十八年度一〇・九%、同十九年度
一・三%に過ぎず、人件費は別
として土木費、警察費に比して極
端に低額である事がわかる。

またこの勸業費の内訳をみると
第2表のようになる。

各年度ごとの勸業政策の重点の
置き方によって、養蚕費(明治十
二年度三二・九%、同十四年度一七・
〇%)、内国勸業博覧会費(同十三
年度三一・一%)、九州沖繩聯合共
進会費(同十六年度一四・〇%、同
十七年度一〇・四%、同十八年度一八
・五%、同十九年度一六・七%、同二
十年度一〇・九%)等の特別な費目

第4表 区町村（協議）費中勸業費内訳

	明治12年度	13	14	15
勸業費総額	798 (100)	1,957 (100)	2,670 (100)	1,413 (100)
内訳				
勸業委員給料	219 (27.4)	484 (24.8)	662 (24.8)	404 (28.6)
農談会費	55 (6.9)	140 (7.2)	263 (9.9)	220 (15.6)
農事試作費	50 (6.3)	230 (11.8)	261 (9.8)	52 (3.7)
農学生徒給与	16 (2.0)	63 (3.2)	162 (6.1)	162 (11.5)
雑費	457 (57.3)	1,037 (53.0)	1,320 (49.5)	573 (40.6)

- (注) ○明治14年度『福岡県統計書』による。
 ○勸業費総額が第3表と異なるが、第3表は後年分の数値を採用したためである。
 ○明治15年度が予算額である他は精算額である。
 ○単位；円，%。

がある程度の比率を持つている。また各年度経常的な費目として、勸業常費、勸業報告費、委嘱通信委員費、勸業諮問会費（農工商諮問会費）等があげられる。

しかし勸業費の中心をなすのは、農学校費（勸業試験場費）である。明治十二年度三〇・七%、同十五年度四六・三%と五〇%を割る以外は、十年代を通じて高率を占め、明治十四年度は七〇%を超える程である。それ故か、「民力休養」を主張する県会において、幾度となく否決され、廃校の危機にさらされる事となる。同校は結局明治十九年六月の勅令「諸学校令」によって地方税支出の学校から除外された事から、廃校が決定し、同二十年三月廃校、その代替として県勸業試験場が同年四月に、施設をそのまま移譲した形で、開設されるのである。⁽¹⁾

次に区町村（協議）費の支出（決算）中に占める勸業費をみてみよう。第3表を示した。ここでもその低額性は、土木費、教育費、戸長役場費等とくらべて際立っており、明治二十年度の一・二%以外は、全て一%以下という状態である。

区町村（協議）費の明治十二年度より同十五年度（十五年のみ予算額、他の年度は精算額を示す）までの内訳がわかるので第4表に示した。雑費が同十二年度で五七・三%、同十五年度で四〇・六%と、この間減少はしているもの

第5表 各郡区勸業費

郡区名		年度			
		1884(M17)	1885(M18)	1886(M19)	1887(M20)
筑前地方	福岡区	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0.0)
	糟屋郡	297 (0.8)	256 (0.9)	244 (0.9)	199 (0.8)
	宗像郡	594 (2.2)	557 (3.0)	581 (2.9)	726 (3.9)
	遠賀郡	137 (0.3)	192 (0.8)	105 (0.3)	217 (0.9)
	鞍手郡	52 (0.2)	15 (0.0)	10 (0.1)	295 (0.8)
	嘉麻郡	216 (1.1)	0 (0)	117 (0.6)	9 (0.2)
	穂波郡	144 (0.8)	0 (0)	110 (0.6)	11 (0.3)
	上座郡	24 (0.3)	150 (0.4)	257 (0.8)	187 (0.4)
	下座郡	11 (0.2)			
	夜須郡	183 (1.8)			
	御笠郡	87 (0.6)	403 (1.9)	146 (0.6)	65 (0.9)
	那珂郡	254 (1.3)			36 (0.3)
	席田郡	34 (1.5)			0 (0)
	怡土郡	6 (0.1)	317 (1.0)	612 (1.6)	2,115 (5.0)
	志摩郡	8 (0.1)			
早良郡	5 (0.1)				
筑後地方	生葉郡	46 (0.4)	164 (0.4)	71 (0.7)	346 (1.1)
	竹野郡	22 (0.3)		14 (0.2)	
	御井郡	54 (0.2)	8 (0.0)	60 (0.2)	238 (0.6)
	御原郡	10 (0.1)	3 (0.0)		
	山本郡	0 (0)	2 (0.0)		
	三潯郡	3 (0)	111 (0.3)	274 (0.7)	250 (0.5)
	上妻郡	54 (0.1)	0 (0)	267 (0.9)	443 (1.4)
	下妻郡	0 (0)	0 (0)	25 (0.7)	54 (1.2)
	山門郡	60 (0.2)	67 (0.2)	96 (0.3)	307 (0.9)
	三池郡	22 (0.1)	0 (0)	8 (0.1)	72 (0.5)
企救郡	131 (0.5)	124 (0.7)	176 (0.8)	174 (0.9)	
豊前地方	田川郡	112 (0.5)	92 (0.6)	75 (0.4)	139 (0.7)
	京都郡	88 (1.0)	59 (1.0)	84 (1.0)	164 (2.0)
	仲津郡	117 (0.8)	77 (0.9)	108 (0.9)	201 (1.9)
	築城郡	80 (0.7)	70 (0.9)	36 (0.6)	124 (1.7)
	上毛郡	71 (0.4)	80 (0.6)		98 (0.6)
合計		2,935 (0.5)	2,758 (0.5)	3,590 (0.7)	6,568 (1.2)

(注) ○各年度『福岡県統計書』による。

○単位：円，%。%は各々郡区区町村(協議)費に対する割合である。

の大きな部分を占めているが、その内容は不明である。他の費目中四年間を通して三割弱の額を示すのが勸業委員給料である。勸業委員は明治十一年に設置された勸業掛制度にその系譜を持つが、同掛は明治十三年の県会否決により廃止される。以降勸業委員設置準則の制定^(一)(明治十六年十二月)までは、各郡区の適宜な設置にまかされており、その給料はこの表にみられるように勸業委員給料として計上されているのである。

農談会は、明治十一年設置された勸業小集会和密接な関連をもつて開設されていたが、同十三年勸業掛廃止と共に同小集會が休止されながらも、各郡区では独自に農談会・勸業懇談会・勸業会・農業議會等と唱へ開催されており、農談会費は、それらに支出された総額であり、十年代後半にかけて増加して行く費目である。

農事試作人も明治十一年に設置された試作人制度に端を発するもので、これも同様同十三年廃止により、各郡区独自の形をとり存続されたものであり、その諸費用が計上されたものとして農事試作費がある。農学生徒給与は、各郡区から勸業試験場或いは農学校へ入学した生徒に対する援助金の類であろうが、詳細は不明である。^(二)

次に第5表によって、明治十七年度以降であるが、四年間の県下各郡区の勸業費(千圓)をみてみよう。区町村(協議)費の内に勸業費が占める割合が、県平均を超える地域は、筑前・豊前地方にほぼ限られ、筑後地方は明治十九年度・同二十年度に、生葉・三瀧・上妻・下妻各郡が同水準かもしくは若干超過するにすぎない。同地方が明治十三年の「稲株騒動」の勃発地である事等から考えて、上からの勸業行政をうけ入れれない素地があるのか、今後の検討が必要である。更に筑前地方の場合にも、厳密にみれば、東四郡(遠賀・鞍手・嘉麻・穂波)が県平均を下回り、糟屋・宗像・怡土・志摩・早良の西部各郡と好対象を示している。この点も今後の検討課題である。

以上の事から、明治十年代における福岡県勸業費(郡区勸業費も含めて)は、せいぜい一%前後の場合が多く、極めて低額である事がわかった。その低額性故に、この時期の勸業政策の文字通りの勸業的役割を軽視し、明治十年代勸

業法制の制定—展開を他の要素に求める論議がある。⁽³⁾しかし財政支出の低額性は決して勸業政策の消極性を意味しない。むしろ実業家の「自奮ノ氣象」を創出し、彼らの主体的活動を惹起して行く事によって、彼らの活動にその實際的、直接的役割を担わせていった結果なのである。

そのことからすれば、地方勸業政策のなすべき事は、農学校等のシンボルの施設（これが勸業費の面からのみみれば、県勸業政策の中心をなす）への支出を別とすれば、「はじめに」でものべたように、彼らの活動の場—受け皿を、県—郡—町村の系列の中で、形成・整備して行く事なのである。

(1) 福岡農学校それ自体、明治十年代勸業政策及び機構を考へて行く場合、重要な位置を占める事は言うまでもない。本稿では詳述しないが、この点については以下の著書、論文を参照されたい。飯沼二郎『明治前期の農業教育』（京都大学人文科学研究所、昭和四十四年）、同『農業革命の研究』（農山漁村文化協会、昭和六〇年）第二部第三章第四節「葉井時敬と福岡農学校」、須々田黎吉「明治農法形成における農学者と老農の交流」(1)~(8)、『農学研究』第三二号~第三四号(昭和四〇年所収)。

(2) 本稿第四節で検討した明治十三年秋勸業大業会において、議案第一号としてこの問題がとりあげられ、検討されている。

(3) 山中水之佑氏は「農商務省の創設と勸業法制—その治安政策的意義について—」(『日本近代国家の法構造』、大塚社、一九八三年、所収)の中で「このように農商務省創設以後の地方勸業行政が財政的裏付けに乏しく、したがってまた当然に勸業という点において成果の乏しいものであったとすれば、その勸業行政の展開によって、政府—府県当局が果たそうとした意図を何に求めるのが妥当であろうか。」(同書、四二頁)と自問され、その治安政策的意義を結論づける一つの前提とされる。勸業費の低額性と勸業法則の治安政策的意義との短絡は、経済政策的意義を付言されたとしても、その下で形成・展開される機構や政策の具体的分析を欠いた皮相な論議と言わざるを得ない。

三、県勸業課の沿革と事蹟

ここでは明治十年代における県の勸業政策—機構の軸とも言うべき県勸業課の沿革と事蹟について述べて置く。福岡県における勸業業務は、明治四年の鹿藩置県職制条例の制定により、租税課業務の一部として開始された。⁽⁴⁾

明治十年代における地方勸業機構の形成と展開(一) (西村 卓)

治八年の府県職制条例の改正により、翌年には「民産ヲ増益シ、国家富饒ノ基礎ヲ立ル」事を目的に、独立の課として勸業課を創置した。管理細目の主なものをあげれば「植物・工業・漁業・水陸運輸・会社・諸礦物・牧場・開墾・町村貯蓄等」であった。

明治九年四月小倉県を合併、更に同年八月には三澹県を合併し、現在域としての福岡県が形成された。更に明治十年の府県職制章程の改正により勸業課を第二課と改称した。同十一年には、第二課に土木・地理の二科を合併し、勸業科と共に三科構成となった。

明治十一年には、いわゆる地方三新法体制の成立により、「府県会ハ地方税ヲ以テ支弁スヘキ經費ノ予算及ヒ其徴収方法ヲ議定ス」る事となり、地方税支弁費目として勸業費が計上された事から、その支出に県会の議決が必要となった。「郡区町村ノ制並ニ県町村会ノ法ヲ発令セラル、ニ至リ、理事・議政ノ権限全ク分別スルニ随ヒ、事務ハ大ニ其狹隘ヲ覚ヘ、活機ヲ失フノ歎ナキニアラズ」と勸業行政側をして歎息せしめた。以降「勸業費」支出の減少が明治十年代では前述のようにみられ、またその大きな部分を占める農学校（明治十五年以降、県会側はそれを教育費目として取扱っているが、勸業行政側は実質的な勸業費目と認識していた。それ故地方税支出で農学校は教育費に合算されているが、『勸業年報』には勸業費として取り扱われている）の廃止論が何度となく議会で問題となった事からもその辺りが窺えよう。

明治十二年には勸業科中に商務掛が設置され、同十四年には第二課を勸業課と再改称した（と思われる）事によつて、同課中に農務・工商務・土木・山林・駅通の五科を設置した。農務・工商務各々の管理細目をあげれば、前者は水陸物産・農学校・授産・獣医取締・家畜病予防・勸業会議・勸業報告であり、後者は工業・商業・鉱山・諸会社・発明器械・商標・博物館・物産・物価等諸統計に係わるものであった。

明治十四年は、周知のように農商務省の創設に象徴されるように、勸業政策の大きな転換点であった。福岡県もそ

の方針をうけて「政務業務ノ區別ヲ正フシ、人民ノ自ラ起ルヲ待テテ之ヲ保護スルト、人民ヲシテ自ラ奮起セシム可キ元氣ヲ示授スルヲ以テ先務トス」と勸業政策の方向を一層鮮明に示したのである。

明治十五年九月に勸業課中の農務科と工商務科を合併し農商務科となし、土木科を分離し、独立の課とした。それにより同課は農商務と山林・駅道の三科構成となった。

明治十四年から同十五年にかけては、農商工諮問会設置をめぐる中央での混乱の影響で、勸業掛の明治十三年の廃止と同時に休止状態であった勸業大小集会も再開されず、同十五年十二月に県独自の臨時の會議法を設け、「勸業大会」を開催したにとどまった。更に勸業通信委員制度も同十四年中は中止され、同十五年三月以降一郡区五名以下の通信委員を設置する事に決定したが、同年末に漸く緒についたという状態であった。

明治十六年は五月十六日に太政官より「勸業諮問会並勸業委員設置」に關しての第一三号布達があり、七月二十日には農商務省より「勸業諮問会並勸業委員設置条項ニ付心得」の第八号達、さらに九月二十五日には「勸業委員撰挙方法」の第一一号達、十二月一日には「勸業会開設」の第一七号達があり、勸業(農商工)諮問会、勸業委員をめぐる法制上の混乱は一応収束された。それをうけて福岡県でも、十二月十二日に「勸業諮問会規則」の第七九号布達があり、同日に「勸業会及勸業委員等設置普及」の論達があった。県ではこれに先がけ本年五月に県庁で前年にひきつづき「勸業大会」を独自に開催したが、郡区独自の勸業会等と共に以降これらの一連の布達にもとづき再編成されていたのである。

明治十七年六月には、度量衡及び銃猟に關する業務を租税課より本課に分割し、十月には山林科・駅道科を廢し、總務科を設置し、同科に駅道掛・樹産掛、又農商務科中に統計掛をそれぞれ設置する事となった。總務科業務をあげれば、「鉱山業開廢・鉱山表・坑業者同業組合・博物館及集産場・天産人工ノ古物保存又ハ蒐集・官有山野秣場部木

・官有山野秣場貸与及副産物払下・官有山野秣場土石掘取・民林改良・民林森林伐木停止・山林会・山林学校・電信
 ・燈台浮標礁標・船舶衝突取締及船燈・外国漂着人及難破船等。内国難破船及漂流物並ニ浦役場・海員・船舶・船舶
 信号・海外旅券・港津取締・修路架橋渡船築港運河等賃金・道路里程標及宿駅標管轄境界標・水陸運輸・治水修路築
 港ノ興廢・郵便取扱役及郵便切手売下人・郵便局及函場並ニ郵便線路・郵便為替及貯金・樹産開墾・移住民⁽¹³⁾の三一
 項である。農商務科業務をあげれば「陸産物改良蓄息・水産物改良蓄息・製造品改良保護・絵画・開墾・牧畜・獣医
 ・家畜伝染病・鳥獣獵・会社・商法会議所・米商会所・発明品専売免許・商標・度量衡・農商工学校・勸業諮問会同
 業会並勸業委員・博覧会及共進会・農工商奨励上褒賞・農漁工商ノ慣例及方法調査・農工商業上統計・農工商ニ係ル
 報告⁽¹³⁾」の二二項であつた。

同年六月さらに県布達第五〇号により「勸業諮問会規則・勸業会及勸業委員設置準則」が改正され、諮問会は本年
 より二月と十二月の二度開催される事となつた。また各郡区勸業会の開設、勸業委員の設置奨励が行なわれ、従来独
 自の諸会の再編も含め、開設・設置が序々に進んでいった。

また本年は県会において農学校廃止が決議され(稟請の結果存続となつたようである)、在校生に動揺がうまれ、退校
 する者も現われるようになった。農学校廃止をめぐることは、前にふれたように、明治十五年より県会で問題となり、
 同十六年には農学校予算否決、存続意見書の提出によって三次会で可決するという混乱をみせており、本年もそれが
 継続しているのである。

明治十八年に入り、二月に総務科を諸務係とし、従来総務科に属していた駅通掛・樹産掛を廃した。同時に農商務
 科を農商務係と改称し、同科に属していた統計係を廃して、新たに本庁の中に統計掛を設置したのである。

諸務係の業務はほぼ従来総務科が行なっていたものをひきつぎ(前記業務の内「船舶衝突取締及船燈」は十一月より警察

署へ分割、「港津取締・修路加橋渡船築港運河等ノ貸銭・道路里程標及宿駅標管轄境界表・治水修路築港興廢」は二月より土木課に分割された。また「絵画」は農商務科の業務であったが、本年より本科に編入された、農商務掛の業務も「絵画」「開墾」がはずされ、「同業組合」「通信委員」に関するものが加わった以外はほぼ前年の農商務科の業務をひきついだ。

諸務掛の本年における重要な業務としては、布哇國出稼志願取調・土族授産業務・石炭五郡聯合取締所及び石炭一括売捌所の設置を行なった事である。農商務係に関するものとしては、本年二月に福岡農学校の教則を文部省の認可のもと第二種⁽¹⁴⁾の教科に変更した事、更に共進会出品奨励・各同業組合の組織化を行なった事である。

明治十八年は松方デフレの「効果」が顕著化した年であると共に、前年の大風雨と春以来の麦の不作の中で農民の困窮が極限に達した年でもあった。全国各地の現状調査と「濟急還意書」の奨励・普及のため⁽¹⁵⁾、農商務省から各農区に派遣された八名の書記官の内、福岡県へは西海農区を担当した大山綱昌⁽¹⁶⁾少書記官が派遣された。また六月には農商務卿の諮問にもとずき臨時勸業諮問会が開催されたのである⁽¹⁷⁾。

明治十九年七月七日に、勅令第五四号によって地方官々制が發布された事から、福岡県においても行政機構の改革に着手し、勸業課を第一部農商務課と改称すると共に、農務・工商・諸務の三係構成とした。以下各係の業務をあげておく。

農務係——水陸産物ノ改良蕃殖・森林ノ改良・牧畜ノ改良蕃息・肥料農具ノ改良・漁具漁法ノ改良・獣医・家畜伝染病ノ予防・田圃山林ノ有害虫類駆除・鳥獸獵・蚕種取締・蚕糸業組合及茶業組合漁業組合・県立農学校・農事会山林会・勸業諮問会・勸業委員・通信委員・本課ニ属スル諸報告等。

工商係——鉱坑業・製造品ノ改良保護・工芸美術・商標及発明専売免許・度量衡・国立私立銀行及銀行類似營業諸会社及工商ニ係ル同業組合・商法会議所・米商会所・輸出来取締・博物館及集産場・古物保存蒐集・博覧会及共

進会・工商業ノ奨励褒賞等。

諸務係——樹産及開墾・移住民・電信燈台浮標信号・海員并ニ船舶船燈・海外出稼人及海外旅券・内外漂流人難破船及漂流物取扱・水陸運輸・駅伝郵便及貯金・官有原野秣場ノ部分木并副産物払下・土石掘取・官有原野秣場貸下・民有森林伐木停止等。

明治十九年における重要な業務として、まず蚕糸業取締所の設置と蚕糸業組合の締結があげられる。また粗悪米改良のための輸出米検査規則を公布し、港湾河口に一・二ヶ所の検査所を設置した。更に翌年(明治二十年)に福岡県で開催予定の九州沖繩各県聯合共進会(第五回)の会場建設を行なった事である。

明治二十年には二月十一日より三月三十日まで第五回九州沖繩各県聯合共進会が昨年来建設の共進館において開催された。明治十五年第一回は長崎県において行なわれ、第二回鹿児島、第三回熊本県、第四回佐賀県と回を追うごとに出品・縦覧人が多くなり、明治十年代最後を飾る本聯合共進会は「前会未タ曾テ見サルノ盛会⁽¹⁸⁾」であった。

本年三月三十一日付で福岡農学校が廃止となり、その代替として四月一日付で福岡県勸業試験場が設置された。これは前述のように明治十九年四月の勅令第一六号「諸学校令」によって地方税支出による諸学校が限定された事による。その事により在校生四八名の内一〇名を地方費をもって東京農林学校に派遣する事に決まり、試験の結果九名を選抜し、該校に入学させたのである。

以上が県勸業課の沿革であるが、次に県勸業課事蹟の面からみた特徴を述べておく。

明治十年代半ばから、厳密には明治十七年の「勸業事蹟表」中への「士族授産計画」の立項以降、授産関係項目(秋月開産所、久留米厚生社、炭塊社、豊津開墾社、筑陽社、赤松社、紫瀉社、進栄社、旧福岡藩墾承者組合、共成社、恤産社、豊栄社、共同養蚕会社、豊蚕社、一到社、共立社、振業会社⁽¹⁹⁾)が急増している点の一つの特徴がみられる。また第三期より事

曠項目が多様化し、且つ第四期以降それを引き継ぎ、更に新たな項目を加え、その内容も精緻なものとなって来ている。⁽²⁰⁾
このことは「はじめに」で述べた明治政府による「直接的勸業の間接的勸業への転換」の地方的展開の表現そのものに過ぎないし、またこの転換の地方的実態であった。

しかしこの多様化と精緻さも、前述の勸業費の低額性と考え合せた場合、金を出さずに政策を進める事、即ち「人民ノ自ら起ルヲ待テテ之ヲ保護スルト、人民ヲシテ自ら奮起セシム可キ元氣ヲ示授スルヲ以テ先務トス」る事に他ならなかった。

ここに至って、各業務の遂行のためには、「奮起セル」人民＝実業家の勸業への熱意こそがその成否を握る事になり、勸業当局自体も、それまで以上に彼らへの依存を強めねばならないのである。

(1) 明治四年十一月二十七日の太政官第六二三号達「県治条例」の中で租税課事務を「正租雑税ヲ取メ、豊凶ヲ検シ、及ヒ開墾・通船・培植・漁獵・山林・堤防・営繕・社会等ノ事ヲ掌ル」と定めた（『法令全書』）。

(2) 『福岡県勸業科第一回年報』（明治十一年）、『福岡県勸業年報第四回』（明治十四年）所収の「勸業科事務沿革」及び「勸業課事務沿革記」による。この節では特に記さない限り、各年『福岡県勸業年報』所収の「勸業課（科）事務沿革記」「農商務課沿革」によった。

(3) 明治八年十一月三十日太政官第二〇三号達「県治条例ヲ廃シ府県職制並事務章程ヲ定ム」とある（『法令全書』）。

(4) 『福岡県勸業年報第四回』（明治十四年）所収「勸業課事務沿革記」。

(5) 同前、『福岡県勸業科第一回年報』（明治十一年）によれば「動植物・諸製造・商務・鉱山・博物・博覧・授産」の七件があげられている。

(6) 第二課が勸業を担当とする事は、明治八年の太政官第二〇三号達に記されており、また同十年には府県職制章程の改正はみられない。この点「勸業課沿革記」に誤りがあると思われるが、県行政の独自性との関連で検討が必要であらう。

(7) 明治十一年七月二十二日の太政官第一八号布告「府県会規則」第一章第一条（『法令全書』）。

(8) 明治十一年七月二十二日の太政官第一九号布告「地方税規則」第三条（『法令全書』）。

(9) 『福岡県勸業年報第四回』（明治十四年）所収「勸業課事務沿革記」。

(10) 同前。

(11) 上山和雄前掲論文第五節「間接的勸業政策の展開」、山中永之丞前掲論文第一節「農商工諮問会規則」参照。

明治十年代における地方勸業機構の形成と展開（一）（西村 卓）

(12) 『福岡県勸業年報第七回』(明治十七年)所収「勸業課事務沿革」による。

(13) 同前。

(14) 明治十六年四月十一日の文部省第五号達「農学校通則」(『法令全書』)によれば「農学校へ之ヲ分テ第一第二ノ二種トス。第一種ハ主トシテ躬ヲ善ク農業ヲ操ルヘキ者ヲ養成スル為メ上款ニ選ヒ之ヲ設置スルモノトス。第二種ハ主トシテ善ク農業ヲ処理スヘキ者ヲ養成スル為メ下款ニ選ヒ之ヲ設置スルモノトス」とある。第一種は学科目が「修身、算術幾何、物理、化学、動植物、耕種、養畜、農業経済、農業簿記」、修業年限二ヶ年、授業時間毎週講学二時間、実習三〇時間計四二時間、入学生徒の資格として、一五歳以上にして小学中等科卒業もしくは読書、算術の学力が小学中等科程度のものであった。それに対し、第二種の場合、学科が「修身、代数、幾何、三角法、図画、物理学、化学、動物学、植物学、地質学、農用化学、農用工学、耕種、養畜、農業経済、農業簿記、農事法規」、修業年限三ヶ年、授業時間は、毎週講学実習が各々一八時間計三六時間、入学生徒の資格として、一六歳以上にして初等中学科卒業もしくは、和漢文、算術、幾何、地理、物理の学力が初等中学科程度のものであった。第一種が実習に重きを置いてののに対し、第二種が、学理面が実習と並んで重視されている点に特徴がある。

(15) 明治十八年五月三十日の農商務省第二〇号達「勤勉貯蓄奨励ノ為メ全国農区へ書記官出張並濟急趣意書」(『法令全書』)。「濟急趣意書」の普及過程については、大濱徹也前掲論文参照。

(16) 猪飼隆明前掲論文参照。「濟急趣意書」の奨励・普及のもつ歴史的役割について「農村の疲弊と農民の没落の原因を農民自身の怠惰と奢侈に転嫁し」(前掲論文、五三頁)たとする同論文の評価は一応肯首できるが、この評価を「先の第二〇号達が書記官の農区への派遣によって実現せんとしたことを、老農の巡回教師への起用によって果せうとしたものである」(前掲論文、五二頁)として、明治十八年八月二十七日の農商務省第三三号達によって設置された「農事巡回教師制度」の評価に短絡させている点は肯首できない。同制度が「老農時代」での農事改良事業の中ではたした役割は大きく、さらにそれにとどまらず以降の全国的な老農招聘気運を呼ぶ契機となった点見落す事ができない。同制度の内、甲部巡回教師として一般農事の改良普及に奮闘した船津伝次平等の「演説筆記」を一読すれば、おのずから理解し得よう(例えば『明治農書全集』第二巻、農山漁村文化協会、昭和六〇年、所収の「船津甲部巡回教師演説筆記」等)。

(17) 本稿第六節参照。

(18) 『福岡県勸業年報第十回』(明治二十年)所収「聯合共進会及郡区共進会」の項参照。

(19) 吉川秀造『土族授産の研究』(有斐閣、昭和十年)中の付録「土族授産金貸付表」には、ここではみられない、「星光社」「開墾社」(豊津開墾社の事か)があげられている。

(20) 『福岡県勸業年報』では第I期(明治四〜八年)、第II期(明治九〜十一年初)、第III期(明治十一上期〜十四年上期)、第IV期(明治十四

十七年、第V期（明治十八年以降）と時期区分している。ここでは一応その区分によった。そこで第I期には勸業事蹟項目は六項であったが第III期には二四項と四倍化している。

- (21) 明治二十年段階での事蹟項目を以下にあげておく。石炭坑取締、農学校（勸業試験場）、茶樹培養製茶改良、洋牛借下、牧羊生徒及牧場、稲作改良実施、植籾改良組合、勸業委奨進通信員及勸業委員、勸業大小集會、養蠶業奨励及蚕糸業組合、蠶虫駆除、粗悪米改良、勤儉貯蓄、砂糖製造奨励、米商共進會、紅茶製造、秋月開産社、久留米厚生社、商法會議所、炭塊社、獸医改良、豊津開墾社、水産保護、同業組合、米商會所、筑陽社、赤松社、布哇田出稼人、紫瀉社、進榮社、旧福岡藩廢祿者組合、共成社、恤産社、豊榮社、米商組合、製紙組合、織物組合、精藍組、駅伝取締、共同養蠶會社、豊泰社、一到社、共立社、振業會社。

- (22) 「勸業事蹟表」より「稲作改良実施」「養蠶業奨励」「秋月開産所」の各期ごとの事蹟をあげて置く。前二者の事蹟に関しては、第四節の明治十三年秋期勸業大集會の議案の考察とかさねて考えていただきたい。第三者の「秋月開産所」は士族授産関係項目の一つの例としてあげて置いた。士族授産関係の事蹟は、「赤松社」「筑陽社」以外は、「秋月開産所」と大同小異で、「資金ニモシク磨業ノ姿トナリシ者少ナカラス」（明治十八年「旧福岡藩廢祿者組合」）「未タ販路ヲ得ス。依テ製造中止セリ」（明治十九年「共成社」）等々、多くが停滞・廃業・転業を余儀なくされている状態である。

勸業事蹟表（抄）（各年『福岡県勸業年報』より作成）

（第I期、明治四年〜同八年）

「稲作改良実施」記載なし。

「養蠶業奨励」同前。

「秋月開産所」同前。

（第II期、明治九年〜同十一年初）

「稲作改良実施」九年冬ヨリ十年初、屬員各部ニ派出ス。其法ハ本課ノ講究スル処、林遣皇ノ發明スル処ノ諸法等ナリ。

「養蠶業奨励」十一年二月、蠶業傳志ノ集會ヲナス後、勸業大小集會ニ合併スル。

「秋月開産所」記載なし。

（第III期、明治十一年上期〜同十四年上期）

「稲作改良実施」十一年初メヨリ、勸業會起リ、稲作改良ノ談問里ニ滿シ。

「養蠶業奨励」十一年、三團ヨリ上州ニ生徒三名ヲ派出ス。十二年ヨリ火度論起リ、上州福島ニ生徒ヲ分派ス。又十一年本團買入ヲナス。

「秋月開産所」秋月除族百六名、一万円ノ恩資ヲ得テ、十二年四月製紙業ヲ開業ス。十三年各事業ニ兼シ、稍ヤ利ヲ見ントス。

明治十年代における地方勸業機構の形成と展開（一）（西村 卓）

(第IV期、明治十四年中)

「稲作改良実施」十四年ヨリハ課員ノ派出ヲ止メ、其法ヲ單記シテ之ヲ促ス。老農林遠里ハ、第二會博覽會ニ進歩二等賞ヲ得タリ。是改良奨励ノ実果ナリ。

「養蚕業奨励」十四年ハ生徒全ク福島ニ出ル。各郡全ク順出ス。蘭買入ハ本年度迄ト決ス。

「秋月開産所」本社ハ各自努力ヲ執リ、其業ニ從事セシカ、各小分業ヲナスニ変シ、其業ニ熱シタリト雖モ、稍ヤ怠ルノ風アリ。末タ将来ノ事ヲトシ難シ。已ニ分離ノ状アリ。

(同前、明治十五年中)

「稲作改良実施」該方法書ヲ益々簡便ニシ、之ヲ郡村ニ配賦シテ奨励ヲ怠タラス。

「養蚕業奨励」派出生徒悉ク済ム。蘭買入實線替ヲ各組合ニ配賦シ、而テ上州ヨリ座繰女教師三名ヲ雇ヒ、各組ニ任ス。

「秋月開産所」實際分離ノ状ヲナシ、資本ヲ散シ、製紙業衰へ、漸クニ十一戸実業ニ就キ県庁ノ用紙ヲ製ス。

(同前、明治十六年中)

「稲作改良実施」例ニヨリ本年一月、稲作改良方法書ヲ發布シテ、誘導ヲナス。三國郡区村落其談滿ソ。筑後地方稍ヤ後レタリ。

「養蚕業奨励」本年モ三國ノ各組ニ生糸繰替ヲナシ、製糸ヲ奨励ス。各組合ハ、生徒養成、輸出糸ヲ製ス。

「秋月開産所」本年モ本県ノ用紙ヲ製スト雖モ、稍ヤ困難ノ狀況アリ。

(同前、明治十七年中)

「稲作改良実施」稲作改良ノ談ハ、誘ハズシテ各ノ種方法郡区ニ行ハルノミナラス、勸業會、農談會ニハ此談アラサルナシ。筑後地方未タ充分ナラス。

「養蚕業奨励」本年ニ於テハ、製糸教師費ヲ廃シタリト雖モ、蚕糸ノ技年ヲ逐テ進ミ他ノ教ヲ待タス。各有志ニテ年々生徒ヲ養成スルノ風習トナラントス。

「秋月開産所」資本ヲ分離シテ其業振ハス。殆ント其業ヲ維持ス可カラサルノ勢有リ。然トモ二十余戸ハ現業ヲ維持シ居レリ。

(第V期、明治十八年中)

「稲作改良実施」改良法実施スルニ從テ、益々精細便法ヲ講シ、近来ハ塩水選種法各郡村ニ行ハレ、勸業會、農談會ニ於テハ、此説大ニ行ハレ、又各會ニ於テ肥料増補ノ説稍ヤ多キニ至レリ。

「養蚕業奨励」三國ノ各組各社ニ於テ、多クノ生徒ヲ養成シ、製糸ノ改良ヲ図リ、輸出糸ヲ製スルニ到レリ。本年十一月農商務省第四十一号蚕糸業組合準則ニヨリ組合準備中。該件ニ付、各府縣聯合會議ヲ要スルニヨリ、課員ヲ上京セシメ、該會決議ノ主旨ニヨ

リ、実施順序ノ計画ヲナセリ。

「秋月開産所」各戸分業以來維持者二十余戸ノ外廢業ノ姿、ナレリ。

(同前、明治十九年中)

「稲作改良実施」稲作改良法ノ必要ナルハ、稍ヤ一般農家ノ心頭ニ注入シ、漸次實地ニ施行スルニ到レリ。之ト共ニ粗悪米改良ニモ注意スルノ傾向生セリ。

「養蚕業奨励」本県ヨリ蚕糸業組合準則ヲ達シ、当業者ランテ組合ヲ設ケ、規約ヲ結ハシム。又同上取締所ヲ設ケ、組合全般ノ専ヲ統轄セシム。蚕糸業ハ漸次振起シ、各地ニ集合体ノ会社勃興セリ。

「秋月開産所」維持者二十余戸ハ益々製造ニ熟シ、他ノ信用ヲ得テ販路充分ナリ。

(同前、明治二十年申)

「稲作改良実施」稲作改良法ハ稍ヤ全管内ニ普及シ、塩水選種法ノ如キモ多ク実施ヲ見ルニ至レリ。又本年農業組合ヲ組織シ、本年秋期ヨリ実行センヲ以テ、粗悪米モ日ヲ遂フテ減少シ、改良米ノ良米ヲ見ルニ至ントセリ。

「養蚕業奨励」蚕糸業ハ近年非常ノ進歩ニ赴キ、桑苗購求ノ概數ハ五十万会ノ多キニ到リ、桑園統々勃興セリ。又農商務省令第九号ニヨリ、本年十月ヨリ原種用ニ限り検査ヲ施シタル數ハ、千八百四拾六枚ナリ。

「秋月開産所」本場ノ景況ハ前年ト異ナル事ナン。

四、勸業掛の設置と勸業大小集会

我々は前節で県勸業課の沿革と事蹟をみて来た。その中で「実業者の勸業への熱意」にこそその政策遂行の鍵が握られていたという結論に達した。しかし「民間の企業心を刺激して物産を改良させ事業を興起させる」ために、またさらに彼らの熱意を具体的に県勸業政策に反映させ、且つその政策の実行者として彼らを位置付けるためには、「受け皿」としての勸業機構の形成が必要である事は言うまでもない。

そこで本節では全国的にも逸早く彼らの情熱と技術に着目した先駆的な例とも言うべき明治十一年制定の勸業掛制

度及び勸業大小集会について検討を行なう。

『福岡県勸業科第二回年報』には「勸業掛設置及ヒ試作人」の項で同掛の設置について次のように述べている。

「明治十一年一月、各郡ニ耆員、人物端正ニシテ農事ニ志アル有富者ヲ公撰シ、県庁ヨリ辞令ヲ下付シ、簡易ノ事務心得書ヲ渡シ、県庁直轄ノモノトス。……(中略)……同年十一月地方ノ政度一変スルニ際シ、該掛ヲ郡区長ニ委任シ、勸業掛条例ヲ制定シ、本年度ニ於テハ該掛ノ費用ヲ地方税ヨリ支出シタリ。夫レ此ノ勸業掛ヲ設置スル所以ノモノハ、官民ノ間ニアリテ、上下ノ意ヲ通暢セシムルノ主意ナリ。……(中略)……該掛ヲ置キ、平素自宅務ニシテ、官民ノ間ニ周旋セシメ、担当村落ヲ巡回シ、人民ニ直接シ、実地実物ニ付キ自ラ試験シ人民ニ示ス等、或ハ稲作改良其他習弊ヲ洗滌シ、漸次改良ニ趣カシムル等、百般ノ事業間接ニ功アル少々ニアラサルナリ。」

明治十一年一月に勸業掛は一部に一名公選により設置され、「人物端正ニシテ農事ニ志アル有富者」と規定した。これは文字通り、人物端正↓出身の確かな人物(郡内での旧村役人的位置を占めていたものと言う程の意味であらう)、農事ニ志アル↓農事改良に熱心な人物、更に有富者↓財産家↓地主である事を意味する。即ち老農的⁽³⁾地方名望家とでも言うべき人物を想定しているのである。

設置当初は「無給ニシテ巡回出張ハ五等旅費ヲ支給」するものであったが、同年十月より年給六〇円を給し、旅費を廃する事となった。地方三新法の成立によりそれまで同掛は県庁直轄であったものが、同年十一月より郡区長に委託する事となり、同時にその設置目的と意義及び心得を規定した「勸業掛条例」を設定した。また費用支出は地方税より行なう事となったのである。

この掛設置に関して「官民ノ間ニアリテ、上下ノ意ヲ通暢セシムルノ主意ナリ」として、勸業政策遂行のパイプ的役割を第一にあげ、続いて「平素自宅務ニシテ、官民ノ間ニ周旋セシメ、担当村落ヲ巡回シ、人民ニ直接シ、実地実

物ニ付キ自ラ試験シ人民ニ示ス等、或ハ稲作改良其他習弊ヲ洗濯シ、漸次改良ニ趣カシムル等、百般ノ事業間接ニ功アル少々ニアラサルナリ」と述べ、彼らがその地域の中で農事改良の先頭に立ち、「人民ニ直接」して、自ら試験した結果にもとづき旧慣を是正し、改良の誘導を行なう役割を担う事が期待されているのである。こういった役割を担える階層こそ前述の老農的⁽⁴⁾地方名望家そのものであった。

それでは勸業掛の具体的な役割について、二、三の例ではあるが紹介しておこう。まず粕屋郡の例である。

本年（明治十三年—西村注）四月下旬ヨリ五月上旬迄、旧勸業掛リ郡中各村巡回シ、篤志者ヲシテ曾テ寒水浸シ及ヒ穂先三分取ヲ以テ、土囲・干田苗并ニ旧来法等ニ試作セシヲ巡視セシメ、且ツ実地ニ着キ該試作人等ノ注意ヲ要スヘキ廉等説示セシメタリ。⁽⁴⁾

稲作改良についての記述である。勸業掛が郡中の各村を巡回し、村内の篤志者に対して、改良法を行なっている所を巡視させ、また改良法の要点等を試作人に対して説明させている。勸業掛が村内の篤志者を指導奨励し、彼らがまた村民を指導している構図をみる事ができる。

次は京都・仲津郡役所での例である。⁽⁵⁾

元勸業掛秋満慎吾ヲシテ客年最モ螟害深キ田地ヲ撰ヒ、冬季畦畔ノ雑草ヲ焼亡シ、稻株ヲ採除スル等ノ手数ヲナシ、茨城県陸稻・瓜哇島稻及ヒ地稻ノ三種ヲ植テ、之レヲ試ルニ、特リ茨城県陸稻ニ螟虫蝟集シ、相接スル瓜哇島稻・地稻ノ二種ニハ一ノ被害ナキハ、果シテ何ノ理歟、之レヲ詳ラカニセス。⁽⁵⁾

元勸業掛秋満慎吾が螟虫駆除の実験を行なっている様子が読み取れるであろう。

勸業掛制度が以上の例にみられるように、実質的に機能していたのを知ることができた。

明治十三年の同掛の廃止により「人民直接奨励且実地景況報道等ノ針路ヲ失シタルヲ以テ」⁽⁶⁾独自に農事通信委員を

設置した田川郡の例や、新たに一郡一名宛協議費で独自に勧業委員を設置した京都・仲津郡の例、企救郡の例等々がみられる。これは、同掛が実質的に機能しており、その役割を担う代替の制度を郡区役所段階で独自に設置する必要があった事を示しているのである。

このような制度を設置すると同時に、この制度をより実効あるものとして運用するために、勧業大小集会を開設した。ここでは、勧業掛、郡長、勧業主任郡書記、県勧業課職員が一堂に会し、勧業掛の豊富な経験を背景に、県一郡における勧業政策の合理的施行方法が検討模索されるのである。

まず「勧業掛集会心得」⁽⁹⁾をあげておく。

勧業掛集会心得

第一条

一 勧業集会ハ物産ヲ與シ、民産ヲ厚フスルノ目途ニシテ、一般人民ヲ勧奨誘導スルノ順序ヲ議スルノ会ニシテ、管内ヲ三組ニ分チ、其組合内ニ於テ郡区順番ヲ以テ四季ニ勧業会ヲ各地方ニ会ス。之ヲ小集会トス。又春秋二季ヲ以テ一般勧業掛ヲ県庁ニ会ス。之ヲ大集会トス。

小集会組合

第一組合 筑前国

第二組合 筑後国

第三組合 豊前国

第二条

一 小集会期日ハ、郡区長ニ於テ之ヲ定メ、県庁ニ届出ルモノトス。大集会期日ハ、県庁ニ於テ之ヲ定メ郡区ニ達ス。

第三条

一 小集会ハ開設地ノ郡区長又ハ郡区書記会主トナリ、大集会ハ第二課属官会主トナルモノトス。

第四條

一 凡該會ニ付スヘキ條件ハ、單ニ簡易ヲ旨トスルヲ以テ、演舌ヲ主トス。或ハ議案ヲ出ス總テ平心誠意專ラ所見ヲ尽スヘシ。

第五條

一 県庁及郡区役所ヨリ問題ヲ下附シテ答弁セシメ、或ハ第二課屬官及郡区長書記亦会席ニ列シテ、其説ヲ陳述スル事アルヘシ。

第六條

一 凡該會事ヲ議スルノ要旨ハ、實際施行上ニ於テ便不便ヲ斟酌シ、彼是相顧ミ、丁寧反覆各其議ヲ尽シ、苟モ輕忽ニ渉ルヘカラス。

第七條

一 勸業篤志ノモノハ、県庁ノ命ヲ以テ会席ニ列セシムル事アルヘシ。

第八條

一 開會ノ日ニ於テハ、傍聴ヲ許スヘシ。但、傍聴ヲ請フモノハ、名刺ヲ会席ニ出シ、許可ヲ請フヘシ。

第九條

一 勸業掛集會ハ日誌ヲ製シ、臨席人名及其審論スル所ノ要件ヲ摘記シ、小集會ハ開設地ノ郡区長意見書ヲ副エ、県庁ニ申立、指揮ヲ待テ、組合ノ郡区ニ報告スベシ。大集會ハ県庁ニテ摘記シ、郡区ニ報告ス。

集會ノ目的として「物産ヲ興シ、民産ヲ厚フスルノ目途ニシテ、一般人民ヲ勸奨誘導スルノ順序ヲ議スルノ會」と述べ、管内を三組（筑前・筑後・豊前）に分け、小集會を各組ごとに年四回、大集會を春秋年二回開催するものとした

(第一条)。小集会開催の主体は、担当の郡区長である点、郡区制の機能を考える上で重要である(第二条)。会主はそれぞれ小集会が郡区長又は郡書記、大集会は第二課属官と定めた(第三条)。

審議問題は県庁(第二課)及び郡区役所より提出される場合もあり、その答弁には第二課属官及び郡区長・郡書記が当る(第五条)。後述の明治十三年秋季勸業大集会における提出議案(第6表参照)をみると二三議案中、不明分を除いて一〇議案が第二課より提出され、郡役所より二議案、郡書記より四議案提出されている。この年の大集会だけ行政当局の議案提出の比重が高いのか不明であるが、政策内容はともかく、政策立案における行政当局主導型の性格を窺知する事ができる。出席者は勸業掛を中心とするが、勸業篤志家を県庁の命によって列席させる事(第七条)、また傍聴も名刺の提出によって認められている点(第八条)等門戸はある程度開かれている。

記録は大小集会ともに摘記され、小集会は担当郡区長↓県庁(第二課)↓組合郡区、大集会は県庁(第二課)↓郡区といったルートを経て頒布されるのである(第九条)。

勸業大集会は、明治十二年二月十七日より同二十八日まで第一回の春季大集会が開催され、九月二十五日より十月二日にかけて秋季大集会が開催された。前者においては「養蚕組合ヲ立ルノ件、養蚕生徒ヲ管ノ内外ニ陶成スルノ件、養蚕家ニテ製糸成シ能ハサルモノ、為メニ産繭買揚ケノ件、植物試験場拡張スヘキノ件、藍作及ヒ製藍改良試験伝習所ヲ設ケ生徒ヲ養成スルノ件、博覧会開設ノ件」⁽¹⁰⁾等が論議され、後者においては、「県治統計表ヲ製スルノ件、楡樹栽培製蠟改良スヘキノ件、農事通信ノ件、諸職業上結合力ヲ生セシム可キノ件、農談会ヲ開クヘキノ件、民林ヲ栽培繁茂セシムヘキノ件、螟害駆除ノ件、製紙ノ原質ヲ増殖シ輸入ヲ拒クノ件、生糸製造ヲ同一ニスヘキノ件、秋蚕ヲ経験スルノ件、蚕種原紙ヲ買入ルヘキノ件、東国養蚕家ニ就キ伝習スヘキ等ノ件、稲作改良拡張ヲ益々奨励スヘキノ件、粗悪米取締所ヲ置キ輸出米ヲ検閲スルノ件、農業着手略表製調スヘキヤ否ノ件、勸業費分与ノ件、福岡県物産誌編成

ノ件、植物ノ結果ヲ報道スヘキノ件、内国勸業博覧会出品ノ簡目取調ノ件⁽¹¹⁾等が論議された。

その会ごとに勸業課及び各会員の既往の事蹟並びに將來着手すべき問題についての演説が行なわれている。また後者では十月二十九日と三十日に種苗交換所開設のためこの二日間が中止になっている。

明治十三年にも春秋二季の勸業大集會が開催され、現在同年九月二十五日より十月一日まで開催された秋季大集會の『決議録』を手にする事ができる⁽¹²⁾。同資料によれば、当初六五名の會員と番外員八名(全て勸業課員)、傍聴人五名で開催された。その會員構成をみると郡長七名、郡書記一五名、勸業掛(勸業篤志家を含む)四三名であり、番外員八名を含め文字通り県下郡の勸業政策の立案、推進者、そして担い手が一堂に会したものであった。

同『決議録』には「甲号」として明治十二年秋と同十三年春において決了され、同年秋の大集會までの成績を摘記したものと以下のもものがあげられている。即ち「紅茶製造ノ景況、土族授産ノ景況、綿糖共進會ノ景況、久留米耕同職業結合ノ件、農談會ノ景況、稲田螟虫ノ景況、秋登原紙貯蔵ノ景況、貯氷ノ景況、購買上ノ景況、綿作伝習生復命書報告ノ件、養蚕生徒管外派出ノ件、養蚕火助飼ノ景況、織工生徒管外派出ノ件、屑商試売ノ件、勸業費分与ノ件、陸路輸出入調査ノ件、管内共進會ノ件、第二回勸業博覧会出品費ノ件、製糸教師雇入ノ件、粗悪米取締ノ件、農学校ノ景況、農学生徒養費ノ件、養蚕會議録報道之景況⁽¹³⁾」以上である。

さらに「乙号」としてこれまでの勸業大集會では、その決議に含まれていないが、會員の参考に供するものとして以下のものがあげられている。即ち「牛馬牽丸截切之事、熊本県秋登原紙之事、全国農事會之事、砂糖集談會ノ事、農事月報書類分賦ノ件、長崎県下干鰯之事、葡萄蕃殖ヲ謀ルノ件、牧畜ノ景況、大坂晒蠟ノ景況取調報告ノ件⁽¹⁴⁾」以上である。

それでは次に当大集會で提出された議案とその発議者、要旨及び可否、修正の別をみてみたい。そのため第6表を作成した。

第6表 明治13年秋季勸業大集会提出議案表

議案番号	議 題	発 議 者	要 旨	可否, 修正の別	備 考
2	養蚕生徒派出之議		明治14年度に於ては生徒17員を撰定して、郡区より1員を出すものとす。	原案可決。	勸業費目中、明治13年度570円、同14年度1,180円が計上されている。*
3	座繰製糸伝習法ヲ起之議		14年を以て教師を県外に求め費用を地方税に徴し、座繰製糸伝習を施行せんと欲す。	原案可決。	同じく明治15年度に製糸教師費として653円が計上されている。**
12	蚕種改良ノ意見書	三奈木養蚕組合	県庁に於て毎年広く各地有名養蚕家の原種を購求し、之を管内該業篤志者に附与し、試験せしむる事。	費用自弁、運送費のみ地方税負担。	
13	官立製糸場設立ノ意見書	同 上	養蚕業奨励の為、管内便宜の地をトし、1の官立製糸場設立あらん事を望む。	原案否決。	
14	養蚕組合ヲ改設シ、蚕種改良スルノ議	竹野郡船越村 怡土甚次郎	従前の組合を廢し、更に1郡区或は2郡を聯合し、頭取且世話役等を設置する事。共研会の開設。	「従前ノ通」「十九組合則行政区ノ通り」「各地方適宜」の三説の内「各地方適宜」に決す。	
15	蚕室建築之議	同 上		廃案、組合適宜。	
番外①	火助養蚕試験ノ議	東国派出養蚕生徒 鹿野 淳二 大鶴弥八郎 花見 十郎	火力養法伝習の為の諸施策発議。	原案可決。費用の出所を県庁へ上申、許可を得て各自の宅に於て試験を為す。	
1	節儉共約法ヲ施行スル議		1人1家の節儉は邦国豊富隆盛の源なり。それ故節儉共約	原案可決。県庁より小山改蔵(会頭)の説にもとずき	小山改蔵発言「本案ニハ単ニ節儉トアリト雖

			の方法を施行せしめんと欲す。	論達せられん事に決す。	トモ本員カ節儉ノ目的ハ物産ヲ盛ニシテ彼ノ輸出入ノ平均ヲ量ラント欲スルノ精神ナリ。」
4	稲作改良法拡張之議		明治10年来の改良法を更に一層進める事。	原案可決。収穫の景況を各郡区の見込みをもつて報告する事。	
5	千歯扱製造之議		製造法の伝習を受け、自給する事により利益の流出を防ぐ事。	本案は各郡区の適宜に決す。島根県の景況及び臼井村製作者人等取調べ、勸業課より各郡区へ照会する事に決す。	島根県下伯耆国の産のものが、多く流入している。
6	鹿飼牛ヲ奨励スル議		畜牛馬蕃殖のため、鹿飼法を一層勸奨誘導する事。	原案可決。但各地方該方法の行わるゝ地を勸奨する事。	
7	牛馬鹿ノ弊習ヲ矯正スル議		人畜の健康を害する腐敗の空氣の排除を行なうため、牛主へ注意を促す事。	採決なし。各員同意。	
8	獣医生徒ヲ養成スルノ議		各地有志者を下総種畜場獣医校に入学させ、帰県の上畜産増殖の目的に寄与させる事。	多数決により以下に決定。専門校3名地方税支出、速成生各郡区より1名協議費ないし募金にて支出、派遣の事。	
9	不明			取消し。	
11	農学校生徒食費給与ノ議		食費各郡区より入校生徒の数に応じ、協議費を以て支給養成する事。	14年度県会に付して地方税を仰ぎ、13年度は私費の説多数を以て決す。	
10	管内共進会開設ノ議		本年11月を期し、福岡博物館に於て開設の挙に及ばんと欲す。	原案可決。	

16	螟虫駆除之議	三池郡々書記 樺島与三郎	其駆除法に於て一疑以て諸彦に質し、其原因を究めんと欲す。	議論途中打切り。	
17	勸業篤志者大集会旅費本庁ヨリノ下付ヲ請フノ議	生葉・竹野郡々書記 井上 永保	本庁大集会に於ける如き費用は、本庁より支出あらん事を望む。	多数を以て県会へ上申するに決す。	
18	勸業小集会ヲ二季ニスルノ議	粕屋郡役所	勸業費金僅少につき、定期小集会を春秋二季に改める事。	原案可決、県会へ上申。	
19	小集会録事及報告書類交換ノ議	怡土・志摩・早良郡 郡 役 所	小集会録事等三国互に交換するものとす。	原案可決。	
20	農工商学校ヲ設置スルノ議	生葉・竹野郡々書記 井上 永保	農学校中に商工学校を設け、商工も亦た飽まで勸奨教導する事。	保留、来季勸業大集会で継続論議。	
21	種漆木議	筑後国生葉郡星野村 小西虎五郎	県内の山中一般に培育し、県内に於て之を剪り、之を製する事議論を乞う。	各地方適宜植付るに決す。	
番外②	粗悪米改良之議案	福岡区々書記 岡沢 三中	精良せん事を農業者に懇諭し、米商業者中へ今より20日間を期し、適宜粗悪米不取扱の結約をせしむる事。	原案可決。但し、日を期さない。	

- (注) ○明治13年 福岡県「秋季勸業大集会決議録」(『経済学研究』第36巻第5・6合併号、所収)より作成。
 ○議題は議案番号順でなく、審議順に並べた。
 ○発議者不明記の議案は、県勸業課の発議によるものである。
 ○*、**は『福岡県勸業年報』所収「勸業費年度比較表」による。

第7表 養 蚕 業

年	戸 数	蚕種掃立枚数	同 価 格
明治17	1,636戸	2,096枚	1,636円
18	1,662	2,296	1,662
19	1,941	2,756	1,961
20	2,295	3,298	2,295
21	2,814	4,038	2,814

(注) ○「福岡県農事調査」所収、「現況二」による。

第8表 製 糸 業

年	戸 数	釜数	坐繰 器械	生糸産額	同 価 額
明治17	790戸	1,103	1,103	960貫	28,800円
18	910	1,283	1,283	1,103	33,972
19	1,184	1,475	1,475	1,253	38,933
20	1,184	1,657	1,507 150	2,513	50,919
21	1,338	1,841	1,651 190	1,659	53,568

(注) ○「福岡県農事調査」所収、「現況二」による。

そもそも勸業大集会は、その『条例』や『会場手続』にみられるように、県勸業当局の主導の下で開催されるものである事から、その議案及びそれをめぐる論議の中心は、県一郡一村を貫ぬく大本的勸業政策のあり方についてであった。農業技術の改良・普及関係が一五議案（養蚕・製糸②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩番外①、稲作④⑤番外②、畜産⑥⑦⑧、害虫駆除⑩、漆木栽培⑪）、農学校関係が二議案（⑪⑫）、勸業諸会関係が四議案（⑬⑭⑮⑯）、俵約奨励が一議案（⑰）、不明が一議案（⑱）となっている。

農業技術の改良・普及に関する議案の比重が高い事は言うまでもないが、その中でも前年度につづき養蚕・製糸関係が多い。又その議案審議が先にまわされ、その議案自体も地方税・協賛費支出を供なう事等からみて、当時福岡県では養蚕・製糸技術の改良・普及が強く意識されている様子が窺える。ちなみに明治十七年から二十一年までの養蚕・製糸に関する数値を第7表と第8表にとった。五年間に養蚕戸数が一・七倍、蚕種掃立枚数が一・九倍、価額で一・七倍と各々並行した増加を

示している。これにともない製糸業でも製糸戸数が一・七倍、製糸釜数が一・六倍（明治二十・二十一年と各々一五〇釜）増加している。これにともない製糸戸数が一・七倍、製糸釜数が一・六倍（明治二十・二十一年と各々一五〇釜）増加している。その意味で坐繰製糸の改良・普及についての議決が行なわれた本大集会の意義は大きい、産額で一・七倍、価額で一・九倍の増加を示している。明治十三年の本大集会での議論、それにもつき明治十一年より行なわれている養蚕生徒の派出の継続、製糸教師の招聘の決定、更に「各自、各地方適宜」とされた種々の改良法の普及等がこの増加に一役買っているであろう。

稲作改良については、まず第四号議案で明治十年来の改良法を一層進めるために収穫の景況を報告する事等が決議されている。福岡県における稲作改良は事蹟表にもみられるが、明治十年までは稲種交換と水撰法の二法だけであったが、十一年からは更に穂先三步選・春水選・寒水浸・土圃・畑苗・骨粉肥等の教法を加え、旧法との比較実験が行なわれて来た。⁽¹⁵⁾ これは明治十年の林遠里著『勸農新書』の出版を前後する同人による県下での普及活動に資する所大であるが、⁽¹⁶⁾ こういった実績を前提に、この決議はその一層の推進を意図したのである。

さらに議案第五号では「千齒扱製造之議」が論議されている。筑後国久留米地方・筑前国上座郡方面を除いて、千齒扱の全県的な普及にも関わらず「島根県下伯耆国ノ職産ニシテ、毎年九州地方ニ輸送スル者百名余、一名ニシテ七段即チ三百三十六挺位ヲ持下ルト、此物数三万三千六百挺、代価尅挺ニ付産地ヨリ運送賃トモ凡尅円位ニ当リ、之レヲ各地ニ売却スルニ季節切迫ニ際シテハ尅円五拾銭乃至尅円六拾銭迄ニ商ヒ、其純益尅方六千八百円余、其他修繕賃等ヲ合シ該職人ニ対シ幾万円ノ利益ヲ与フルニ当リ、本県内ニヲイテモ大ヒニ其損益ニ関スルモノナリ。」⁽¹⁷⁾ という状態で、また田川郡赤池地方では「常ニ二十名内外岩見⁽¹⁸⁾出稼スルモノアリ。」（田川郡書記津川幾三発言）というものであった。当時福岡県下では臼井村においてだけその製造が行なわれているに過ぎない（御笠・那珂・席田郡書記高原謙次郎発言）⁽¹⁹⁾。

第9表 各郡区畜産表(牛)

郡区名	現勢(頭)	斃死(頭)	生産(頭)	屠牛(頭)	
筑前地方	福岡市	11	0	0	1,109
	糟屋郡	3,020	0	0	0
	宗像郡	3,974	72	43	0
	遠賀郡	—	—	11	—
	鞍手郡	3,596	0	0	0
	嘉穂郡	3,127	69	102	131
	波珂郡	2,425	58	36	172
	那珂郡	1,844	5	56	1,217
	御笠郡	1,855	3	0	0
	田原郡	4	0	0	0
	土摩郡	1,266	22	0	0
	志摩郡	1,759	10	0	15
	早良郡	205	0	0	32
	筑後地方	久留米市	33	0	0
生野郡		138	0	2	90
竹野郡		6	0	0	40
御井郡		0	0	0	0
御原郡		0	0	0	0
山本郡		0	0	0	0
上妻郡		1	0	0	0
下妻郡		0	0	0	0
山門郡		13	0	0	0
三池郡		44	0	0	152
豊前地方	企救郡	3,467	36	8	761
	田川郡	4,425	93	251	439
	京都郡	1,661	61	19	0
	中津郡	1,496	28	20	211
計	34,370	457	548	4,978	

(注) ○「福岡県農事調査」より作成。

○上座・下座・夜須(筑前国), 三浦(筑後国), 築城・上毛(豊前国)の各郡は収録されておらず, 同表より除いた。

○また遠賀郡が生産頭数以外不明のため, 他の計は同郡を除いた。

明治十年代における地方勸業機構の形成と展開(一)(西村卓)

第10表 各郡区畜産表(馬)

郡区名	現勢(頭)	斃死(頭)	生産(頭)	屠馬(頭)	
筑前地方	福岡市	26	1	0	0
	糟屋郡	1,998	0	0	0
	宗像郡	615	13	0	0
	遠賀郡	—	—	10	—
	鞍手郡	1,376	0	0	0
	嘉麻郡	615	0	0	0
	穂波郡	555	10	0	0
	那珂郡	1,213	6	0	0
	御笠郡	1,082	7	0	0
	席田郡	320	0	0	0
	怡土郡	1,303	10	0	0
	志摩郡	1,228	10	48	5
	早良郡	1,848	30	0	0
	久留米市	27	0	0	0
筑後地方	生葉郡	1,531	26	6	0
	竹野郡	1,145	4	0	0
	御井郡	3,212	46	0	76
	御原郡	1,187	12	0	0
	山本郡	483	13	0	0
	上妻郡	4,005	34	0	0
	下妻郡	586	1	0	0
	山門郡	3,776	5	0	0
豊前地方	三池郡	2,653	7	3	0
	企救郡	687	12	0	0
	田川郡	634	7	0	0
	京都郡	633	22	0	0
	津津郡	1,314	22	0	13
計	34,052	298	67	94	

(注) ○「福岡県農事調査」より作成。
 ○上座・下座・夜須(筑前国), 三潁(筑後国), 築城・上毛(豊前国)の各郡は取
 録されておらず, 同表より除いた。
 ○また遠賀郡が生産頭数以外不明のため, 他の計は同郡を除いた。

決議は「郡区ノ適宜ニ決シ」その調査を勸業課が行なう事になった。ともかく以上の事は当時の全国的な農具普及の一端を窺がわけて興味深い所である。

畜産関係では、「畜牛ノ需用日二月ニ盛ニ、從ツテ其価モ亦大ニ騰貴セリ。是レ蓋シ需肉ノ増加ニ因リ頭數ノ減少ニ根スルモノト云フ可シ」⁽²⁰⁾として、牛肉の需要増大による役牛の減少、それに供なう価格騰貴の現状がのべられ、議案第六・七号で蕃殖・飼育法の改良と第八号で獣医養成が企図されている。

明治二十一年における福岡県での牛馬耕率は七七・三九%と高い比率を占め、⁽²¹⁾勸農社等による牛馬耕普及源としての位置を彷彿させる。

そこで、明治二十一年段階での各市郡の牛馬頭數、斃死頭數、生産頭數、屠殺頭數の状況をみてみると、**第9・10表**となる。

牛の場合、現勢三四、三七〇頭で、筑後地方ではほとんど飼育されず、筑前・豊前兩地方を中心としている。生産頭數の全てが自家使用もしくは県内で売買され、屠牛の調達が県内であると仮定して、⁽²²⁾斃死と屠殺合計が五、四三五頭、これに対して生産が五四八頭、差し引き四、八八七頭の減少となる。生産の内牧場生産に依るものが、志摩郡(野北牧場)と宗像郡(大島牧場)の分を合計とした場合、四三頭にすぎず、⁽²⁴⁾前者の場合馬のみで産牛は実質的になく、後者の場合、明治十四年創設で「農用適耕牛蕃殖ヲ計ル為ニ開設シタルモノ」⁽²⁶⁾であったが、「開牧(実ハ再興)」以来日尚浅ク、諸般方法完備セサル所アリ。未タ充分ノ結果ヲ見ルニ至ラス」という状態であった。

以上の事から、この不足する役牛の調達には、県外からの移入又は「厩飼法」の増加に依存せざるを得ない。大島牧場がいまだ開牧されていない明治十三年段階では、一層この傾向が強いと考えられ、「厩飼法」の普及と牛馬厩舎の改善による県内生産の増加が企図された事は当然であつたらう。

馬の場合は、斃死二九八頭、生産六七頭、差し引き二三一頭の不足をきたしているが、屠殺が少ない事から牛の場合程深刻な問題ではない事がわかる。しかし現勢頭数が牛とほぼ同数である事からして、馬の役畜としての持つ意味は大きく、恒常的な県外からの移入馬への依存を余儀なくされている状態⁽²⁸⁾からの脱脚のためには、その蕃殖法の改良が必要となってくるであろう。

害虫(螟虫)駆除(これは本来稲作改良に含めるべきであるが)の議案は筑後地方の三池郡々書記樺島与三郎が発議者であった。周知のように筑後地方は全国的にも螟虫被害の激しい所であった。同地方の稲作生産力発展の阻害要因の第一であるといっても過言でない程であり、これの駆除は緊急を要した。

議案は「議スヘキモノニアラス」として、勸農局員鳴門義民との問答形式で、全国被害の実態、その生態、その駆除法等について逐次議事が進行したのである。

同論議が行なわれた十日程後、筑後国三潞郡では十月十二日に郡長姉川行道により郡令が発せられ、螟虫駆除のため同郡を五区に分け、各区に出張所を設け、郡吏を派遣し、株掘鋏による稲株掘取駆除の励行が行なわれた⁽²⁹⁾。しかしこれに対し「同(十月―注西村)十九日に至り農民稍不穩の挙動あり、越えて二十一日十数ヶ村の農民八丁牟田に集合し、村役場に押寄せ群集の勢を恃み株掘駆除取消を強請し、郡吏警察官の制止を聴かず、夜に入るに及び暴徒益々増加し、勢に乘し一挙して貞蔵(佐野貞蔵―注西村)宅を破壊したり⁽³⁰⁾」。いわゆる「稲株騒動」が勃発したのである。これは当時の新しい螟虫駆除法であった甚だ重い労働を伴なう稲株掘り取り強制に対する反発として起ったものであり、その矛先が各役所と共に、その推進者であった佐野貞蔵と益田素平⁽³¹⁾に向けられた事は当然であろう。螟虫駆除法としてのこの稲株掘り取りは、この時点で挫折した。しかしそれは「稲株切り取り」(稲株切斷)法としてより簡便化・省力化がはかられ、益田素平らの螟虫駆除法の中に組み込まれ、成功をみるに至ったのである。

ちなみに、これらの経験を元にして明治二十年代前半に出版された『螟虫駆除法』（吉田昌七郎・本松稔合著、明治二十三年）と『稲虫実験録』（益田素平著、明治二十五年）における螟虫駆除法についてみて置こう。

前者は、三化螟虫には意をはらっておらず、二化螟虫を対象としたものであるが、その駆除法として次のものをあげている。①螟卵採集の事②蟻の捕獲（点火誘殺法・投殺法・布袋法・水没法）③紗滅殺法（稲茎抜き取り・稲藁貯蔵・稲株掘取・冬鋤耕）④稲栽培法の改良、以上である。

後者の場合、特に益田は二化と三化の相違を実験にもとずき明らかにし、筑後地方で被害の甚しい三化螟虫の生態とその駆除に意をはらったのである。その事から駆除法として以下のものをあげている。①螟卵採集の事②はだかむし捕殺の事③稲株切断の事④わら中のメイチュウを除くこと⑤点火誘殺法のこと、以上である。

螟虫被害の甚しい地域（筑後地方）をかかえた福岡県は、螟虫の生態の研究とその駆除法の体系を生みだした老農、即ち益田素平、佐野貞蔵を生んだ。これらの駆除法は「いづれも的確な方法であり、まさしく『総合防除』の実践である。」と評されるように、その後の全国的な螟虫駆除の先駆的役割をはたしたのである。

その意味から本大会での螟虫駆除の論議は、同年の「稲株騒動」の洗礼を受けながらも、その後の総合的駆除法の案出、そして全国的普及にとつての一つの大きなステップとなるものであった。

農学校関係の議案の内、第一一号議案では地方税、協議費負担をめぐる典型的論議が行なわれた。郡書記を中心として協議費負担の原案に反対が多く、地方税負担を要求するに到り、原案者（堤庄蔵勸業課員）としては「地方税ヨリ出スモ協議費ヨリ出スモ便宜ナルヲ要スルナリ」としながらも、「十三年度則明十四年六月マテヲ協議費ヨリ仕給セシムル事ヲ欲ス」と述べ、平行線の論議となったが、上下妻郡々書記の城後三平が「農学生徒ヲ入学セシムルヤ私費ノ目的ナリ。故ニ之ヲ公費スルトキハ生徒モ公撰セサルベカラス。故ニ有志者ノ補助ヲ仰クハ可ナリ、公費ニスルハ不可

ナリ」⁽³⁴⁾と発言した事、また「各員種々ノ説畫出スト雖モ、其帰着スル所ハ十四年度ニ於テ地方税ヲ仰クノ説多シ」という事から、表中の決議となつたのである。

これらは、第二節で述べたように、地方税、協議費各々の勸業費目の低額性のなせる術ではあるが、この事が政策における消費性を意味しない。むしろ低額性と相互転嫁という中でも遂行したいとする積極性と考えたい。そうさせる事の背景に、ここに参集する勸業掛をはじめ、郡一村段階での農事改良を中心とする勸業要求がある事に眼を向けねばならないであろう。

最後に儉約奨励に関する議案について少しみてみたい。

これは勸業課の提案による第一号議案とされたもので、言わば勸業政策の総元締的なものであった。

この議案の基本は、報徳運動における「勤労と節儉」の論理そのものである。報徳運動自体、松方デフレ期の農村救済運動、日露戦後の地方改良運動の中で、表出した矛盾を糊塗する事に大きな役割をはたした事は周知の事であつた。⁽³⁶⁾

しかし、ここではその節儉の意図は単に一般農民の疲弊化を糊塗するというより、むしろ「勸業事業としての報徳運動」⁽³⁷⁾の提唱、即ち「勸業論が主軸に据えられた報徳思想」⁽³⁸⁾と同一線上でとらえられる。

小山改蔵が「今ヤ人民一同節儉以テ貯財スルトキハ、三・五年ノ後ハ必ス前陳ノ事業(炭山開鑿、鉄道建築、両筑豊沿海開拓等―注西村)ヲ為ス甚タ容易ニシテ、資本ヲ政府ニ仰クニ足ラズ」⁽³⁹⁾と述べ、更に「本案ニハ単ニ節儉トアリト雖モ本員カ節儉ノ目的ハ物産ヲ盛ニシテ彼ノ輸出入ノ平均ヲ量ラント欲スルノ精神ナリ。故ニ他日大事業ヲ起サントノ目的アラン事ヲ要ス」⁽⁴⁰⁾と述べている点、勸業課としての勸業事業への熱意を充分に彷彿させる。しかし報徳運動の直接的担い手が豪農と言われる層である以上、その実現はここに参集した彼らにかかっているのである。

勸業小集会についての「謄事録」等はいまの所入手できていない。

『集会心得』にも明記されているように同小集会は福岡県下を三区に分け、それぞれ年四回、担当郡役所の主催でもって開催されるものである。

従来郡区での勸業諸会との関わりで、それは、勸業専議の戸長会に代替するもの(御笠・那珂・席田郡役所)、郡農談会の上位の集会(嘉藤・穂波郡役所)等の位置が与えられている。

ここでは勸業大集会での決議にもとづき、そのより一層の具体化が企図されたであろうし、その組独自の問題も論議されていたであろう。いくつかの例をみると、「諸植物ヲ試験スルヤ……其結果ヲ確報セシムル事、当秋季小集会ニ決ス」(企救郡役所)、⁽⁴³⁾「本年夏季勸業小集会ニテ決議セン綿作伝習生各郡ニ巡回シ」(粕屋郡役所)云々等にその一端が窺える。

しかし小集会に関しては、前述大集会の第一八号議案の論議にもとづく県令への上申の中で、「勸業会ノ儀ハ上大集会アリ、下ニ農談会アリテ、小集会ノ二季ヲ減スルモ、為メニ實際上其開進ヲ妨クルナキモノ、如シ」⁽⁴⁴⁾と述べられ、原案が全員一致で可決されているように、その負担の割にはそれ程大きな役割をはたしておらず、むしろ種物交換会、農談会等の方が機能していた事が窺える。

勸業掛制度及び勸業大小集会は、明治十三年の県会において否決されるに到る。この県会の立場は、「民力休養」をスローガンとする、農学校廃止要求等と軌を一にした、勸業費削減要求の一つのあらわれと考えてよいであろう。しかし廃止されたとはいえ、各郡区では前述のように独自の勸業委員の設置、種々の勸業諸会の開催継続がみられる。この事自体、それまでの勸業掛制度が必要不可欠なものとして認識されていた事の証左であるし、それ自体の實質的機能化を証明するものである。また勸業大集会の廃止にも関わらず、県庁第二課は、独自に勸業大会を行なつて

いる。これら県一郡区(当然この下に村段階での農談会等がみられる)での勸業機構が、県会の否決に関わらず、協議費等の支出によって維持されている事自体、一面で県勸業費支出の郡区への転嫁を意味するが、この機構の形成と地元での農事改良を中心とした勸業要求とが合致した結果なのであった。

明治十四年には、勸業政策転換の象徴とも言うべき農商務省の創設、第二回内国勸業博覧会の開催、第一回全国農談会の開催、大日本農会の創立等があった。福岡県の場合も、この転換をうけて「政務業務ノ区別ヲ正フシ、人民ノ自ラ起ルヲ待チテ之ヲ保護スルト、人民ヲシテ自ラ奮起セシム可キ元氣ヲ示授スルヲ以テ先務トス」という言葉(46)にみられるように、老農的的地方名望家の情熱をさらに呼び起こし、それへの一層の依存によって、多様化し精緻化して行く勸業業務を進めねばならなかった。

しかしこの流れは、一連の明治政府による勸業諮会についての布達により、全国的流れと合流する事になる。それが、本稿第六節でみる勸業諮問会・勸業会・勸業委員の開設、設置であった。

(1) 上山和雄前掲論文、五〇頁。

(2) 同時に試作人制度も設けられ、『福岡県勸業科第二回年報』(明治十二年)には次のように記されている。「試作人設置ハ、各地方適宜ニシテ、公票ヲ以テ定ムルアリ。或ハ篤志者ノ志願ニ任スルアリ。故ニ甲地ニ於テハ試作人ト唱ヘ、乙地ニ於テハ農事篤志者ト唱ヘ、一定ノ名称ヲ付セスト雖トモ、要スルニ諸植物ヲ試験スルノ義務ヲ負ハシムルモノナリ。今ヤ其人員千八百七十四人ニ至ル。御井郡・御原郡・山本郡・三池郡未だ決セス。之ヲ合セバ二千二人エ及フヤ必セリ。是實ニ農事實際上ノ關係少々ニアラザルベシ」。勸業掛制度と試作人制度とを結合する事により、農事改良の実効化を一層企図したものであった。その実体を以下に何例かあげて置く。

怡土・志摩・早良郡——「客年(骨粉ヲ一注西村)麦作肌肥ニ用ユルタメ郡内三十六ヶ所試作人(配附試験セシメシ)所……。(九七頁)御笠・那珂・席田郡——「各村試験人試作スル所ノ稲麦ヲ初メ其他ノ物品ヲ部内便宜ノ地ニ採メ、人民ニ品評セシメ勸奨スル事」(九九頁)。
宗像郡——「本郡既往事蹟ノ主眼タルハ稲作改良ニシテ、交換・水灌及穂先撰等過ル明治十一年以來年次試験人増殖功ヲ奏シ、大ニ実益ヲ顯ハセリ」(一〇三頁)。
同郡——「近年勸業掛或ハ各村該試験人ヲ僅シヨリ其実益ヲ見聞シ、往々人民中ニモ昔日ニ反シ農事ノ精密ニ心ヲ

注クノ景況アリ」(一〇三頁)。

上妻・下妻郡——「諸種物ヲ試験スルヤ、從來勸業試験人、級人(行ハセタリシガ、向後物毎ニ依リ試験人ヲ撰ヒ、忒ケ所或ハ三ヶ所ニ試験セシメ、其結果ヲ確報セシムル事」。

試験人制度の实体の一端と各部におけるその重要な位置付けを読み取る事ができる(秀村選三「明治十三年福岡県『秋期勸業大集会決議録』、『経済学研究』第三六卷第五・六合併号、所収。前出頁数は同資料のものである)。

(3) 以下「勸業掛条例」(『福岡県勸業科第二回年報』明治十二年、所収)をあげておく。

勸業掛条例

第一章 撰挙ノ事

第一条

一 勸業掛ハ、其郡区内本籍ノ人ニシテ、郡区长所轄ノ部内ニ各一名ヲ設置ス。其撰挙ハ部内人民ノ公撰ヲ以テ之ヲ定ムヘシ。

第二条

一 郡区长ハ、投票多数ノ者ヲ取調、直チニ之ヲ勸業掛ニ命スヘシ。且ツ其人名・年齢・住所・族籍・命令ノ月日等記載シ、県庁ニ届出ルモノトス。

第三条

一 勸業掛任期ハ滿三年トス。尤モ改撰ニ當リ投票多数ナルトキハ、再任スルモ妨ケナキモノトス。

第四条

一 任期中ト雖トモ其任ニ適當セサルモノハ、県庁ニ具申シ許可ヲ得テ改撰スルヲ得。

第五条

一 勸業掛ハ官民ノ間ニ在テ周旋スル者ナレハ、吏員ヨリ兼務スルヲ許サス。

第二章 勸業掛心得方ノ事

第一条

一 物産ヲ興シ、民産ヲ厚スルハ、國家ノ基礎、方今ノ急務タレハ、一般人民ノ公益ヲ起スヲ目的トシ、戸長ト協議シ、着実勸奨スヘシ。

第二条

一 勸業上官意ヲ受ケ是ヲ人民ニ普及セシメ、万般身自ラ之レカ率先ト為リ、信拠ヲ得ルヲ要トス。

第三条

明治十年代における地方勸業機構の形成と展開(一)(西村 卓)

一 風俗人情ハ各地同一ナラス。勸奨ノ際ニ於テ深ク風土人情等ヲ熟慮シ、緩急ヲ量リ、施設ノ順序不誤様注意可致事。

第四条

一 勸業事件ニ付、利害得失ハ勿論、風俗人情ヲ觀察シ、之ヲ郡区長ニ陳申スベシ。故ニ一月中少ナクモ二三回ハ郡区役所ニ出頭、勸業万般ノ事ヲ協議スベシ。

第五条

一 勸業上利害得失ノ所見時宜ニ因リ、直ニ県庁第二課ニ開申スルヲ得ル。
但、開申ノ后、区郡長ヘ報告スルモノトス。

第六条

一 勸業通信規則ニ拠リ、郡区役所ヘ報告及質問答弁スベシ。尤時宜ニ拠リ直ニ県庁第二課ト往答スル事アルベシ。

第七条

一 県庁第二課及ヒ郡区役所ノ指揮ニ従ヒ、^(應)諸殖物ヲ試験スル事アルベシ。
第三章 給俸及ヒ旅費并ニ試験費之事

第一章

一 勸業掛ハ、年俸金六拾円支給スルモノトス。
但、任免ノトキハ、之ヲ十二ヶ月ニ除シ、郡区吏月給渡方ニ準拠スヘシ。

第二章

一 受持郡区内巡回滞在トモ旅費日当ヲ給セズ。所轄外出張スルトキハ、十里詰ニシテ八十錢、滞在日当三十錢宛支給ス。其算出ノ如キハ、都テ客年乙第百二十二号郡区吏及ヒ戸長旅費規則ニ準拠シ支給スヘシ。

第三章

一 定規大小集會ノ外、所轄外出張旅費及ヒ植物試験ノ為メ入費ヲ要スルトキハ、其事柄及ヒ入費等ヲ計算シ、郡区役所ヲ經テ県庁第二課ニ具申シ、許可ヲ得テ施行ス可シ。

第四章

一 勸業掛ニ係ル一切ノ費用ハ、毎半期分ツ、予算ヲ以テ郡区役所ヘ下渡置クモノトス。郡区役所ニ於テハ、毎半期決算ヲ遂ケ、勘定帳及ヒ明細表認方等、都テ郡区役所経費ノ順序ニ因リ進達スルモノトス。
秀村選三前掲資料所収、九九頁。

- (5) 同前、一〇九頁。
- (6) 同前、一〇八頁。
- (7) 同前、一〇九頁。「從來ノ勸業掛今般路セラレタルニ付、更ニ一郡一名ツツ協議費ヲ以テ勸業委員設置ノ事ヲ聯合会ニ附セシニ、該会ニ於テ可決セシヲ以テ、過ル七月中農委會ヲ開キ、則チ勸業委員二名ヲ公撰設置シタリ」。
- (8) 同前、一〇六頁。「本年(明治十三年)注西村)七月企救部町村聯合会ノ議決ニヨリ勸業委員ヲ設置ス」。
- (9) 『福岡県勸業科第二回年報』(明治十二年)所収。
- (10) 同前。
- (11) 同前。
- (12) 秀村選三前掲資料。
- (13) 同前所収。
- (14) 同前所収。
- (15) 福岡県の場合、稲作改良法の中で、穂先三歩選(福岡藩士河野慎蔵の案出)、さらに寒水浸法・土圃法・畑苗等の林遠里稲作改良法の普及が明治十年代前期にみられる。全国的なこれらのプールの普及は明治十年代末から二十年代にかけてみられるわけで、これには林遠里の全国的巡回と勸業社からの稲作改良教師の派遣が大きな役割をはたした(拙稿「西南農法の普及と林遠里」勸業社一参照、『経済学研究』第五〇巻第一・二合併号、所収)。しかし『事蹟表』(本稿第三節注22参照)中の「稲作改良実施」の明治十八年の頃に「近來ハ塩水選種法各郡村ニ行ハレ、勸業会・農談会ニ於テハ、此説大ニ行ハレ」と述べられているように、明治十年代後半には県下改良法の状態は単なる寒水浸法・土圃法等の林遠里稲作改良法の普及拡大ではなく、塩水選種法の普及拡大をもなう両者の並存・競合関係であったと言ふ事ができる。その意味からすると、林遠里「勸業社の全国的活躍の時期が、福岡県下の塩水選種法の普及拡大と軌を一にしており、県下での遠里の「後退」が、彼の全国的活躍の一つのバネであると考えられるのである。
- (16) このあたりの林遠里の県下での活動を、彼の「自筆履歴書」にみてみたい。「……同八年マタ準備ノ種子ヲ近村ノ農家ニ与へ、田面ヲ區別シ、新旧法ヲ以テ並種セシメ、而シテ福岡県勸業課ニ向ヒ収護ノ多量等検査シ、且広ク農家ニ勸告アラン事ヲ請申シ、猶其試験概略ヲ筆記シ、之ヲ管下執前田各郡役所ニ由リ毎村ニ分与セリ。同九年ニ至リ從來告知分与セシ書面ニヨリ、各村ノ篤志老農等コレヲ試験スト雖モ、其法ヲ施スニ精粗熟否ノ別アリテ、種子ノ發生ニ優劣ヲ来シ、猶或ハ信シ、或ハ疑ヒ、巷説紛々一ナラサルヲ以テ、之レヲ解得シ易カラシメン為メ、ソノ方法ヲ詳記シ、同年六月執前田各郡役所ニ由リ又之ヲ毎村ニ配分セリ。同十年ニ至リ稍該法ニ熟シ、実施スル者少ナカラスト雖モ、猶習慣ニ泥ミ、未之ヲ信スル事能ハサルモノ有ルヲ以テ、更ニ一層経験スル所ノ数条ヲ合シ一冊子トナシ、勸業新書ト題シ、同年十一月

版權免許ヲ得テ、筑前国各郡役所ニ由リ、該書八百部ヲ各村落ニ分附シ、筑前・豊前ノ両国ヘモ配賦シ、又ハ農家直接ノ需ニ応シテ之ヲ分附セリ(後略)……」(福岡市早良区重留『林家文書』所収「履歷書」より引用)。

(17) 秀村選三前掲資料、八六頁。

(18) 同前、八七頁。

(19) 同前、同頁。「農岡農務誌」(『福岡県史』近代史料編「農務誌・漁業誌」、昭和五十七年、所収)によると、県下での稲扱千齒は粕屋郡と山本郡の分をみるに過ぎない。以上の論議を考え合せると、これらの千齒も石見・伯耆製のものである可能性がある。

(20) 秀村選三前掲資料、八七頁。

(21) 岡光夫氏の算出による。同「耕地改良と乾田牛馬耕—明治農法的前提—」(講座・日本技術の社会史)1、日本評論社、一九八三年、所収)参照。

(22) 嘉麻郡では「廿一年ノ生産ハ百十二頭アントモ、自家使役用ニ供シ販売スルモノ極メテ少シ」という状態であり、穂波郡でも「本郡ニ産出シタル牛ハ自家ノ農用ニ供シ」とある(共に「福岡県農事調査」より引用)。

(23) 但し、三池郡は「郡内牧牛スルモノナク、屠殺ニ係ル頭数ハ概ネ熊本県ノ輸入ニ係ル」(同前より引用)とあるように、屠牛の全てを熊本県で調達している場合がある。他の市郡ではこれらの記載がないことから、県内調達と考えてよいだろう。

(24) 明治十三年秋期勸業大案合での第八号議案の中で「豊前地方ニハ既に人民協立ノ牧場モ起リ」(秀村選三前掲資料八九頁)とあるように牧場の設立が述べられているが詳細は不明である。

(25) 「福岡県農事調査」所収「宗像郡農事調査」より引用。

(26) 同前。

(27) 志摩郡(野北牧場)での産馬が七〇%を占めている。同牧場は明治二十年に恰土・志摩・早良三郡の町村費を以て維持する事が決まるまでは「廢藩以來郡衙ノ保護及ヒ費用補助ノ出途ヲ絶テシニヨリ、種馬ノ購入、牧馬監護等大ニ退歩シ、僅カニ野北一村ノ維持スル所トナリタレバ、牧業甚衰頽ニ帰セリ」(『福岡県農事調査』)という状態で明治十年代において到底県内需要を賄うものではなかった。

(28) 仲津郡の場合、「本郡ノ馬ハ重ニ日向地方ヨリ購入スルヲ以テ……」(『福岡県農事調査』より引用)と記されている。

(29) 『福岡県三藩郡誌』八五三頁。

(30) 同前、八五三頁より引用。

(31) 益田素平については、取り敢えず『明治農書全集』第二二卷「病害虫・雑草・農薬」所収の小西正泰「解題」を参照の事。

(32) 両人は共に「福岡農事協会員」となっている。吉田に関しては須々田黎吉前掲論文、本松については『福岡県農会報』二七三号所収の「明